

IFLA 目録原則国際会議以後の経過の一断面 ——
M. Gorman 報告を中心に

Fragments from My Viewpoint after International Conference
on Cataloguing Principles 1961—Is Mr. M. Gorman's
Report a Next Step?

中 村 初 雄
Hatsuo, Nakamura

Résumé

To obtain complete approval of any new system is not an easy task. Returning from the I.F.L.A. International Conference on Cataloguing Principles, held in Paris 1961, I participated in the revision of Nippon Cataloging Rules, in accordance with the Statement of Principles adopted by the Conference. The Japan Library Association's Committee for Revision, under the chairmanship of Mr. S. Sekino, discussed the matter thoroughly through July 6th, 1964. The draft was brushed up and published in May 1965. We are endeavoring to make the new rules popular in Japanese library circles. The approval and adoption of, or the transfer to, the new system seems to be a very slow process. The National Diet Library, in which we have four representatives as committee members, has not yet decided to adopt the new rules and still catalogues under the N.C.R., 1952 edition.

This August in Copenhagen, at the International Meeting of Cataloguing Experts, an examination and discussion of a document entitled "Bibliographical Data in National Bibliography Entries" by Mr. M. Gorman is scheduled. He proposes a set of procedures in his report. He expects the set will work satisfactorily and the discussion will result in wide acceptance. As a teacher of cataloguing, I am much interested in the survey and the analysis that Mr. Gorman has completed with eight national bibliographies. Assuming that the compilers of the Japanese national bibliographies are going to adopt the Nippon Cataloging Rules, there are a few slight differences in form of entries to Mr. Gorman's proposal. Punctuation and the use of parentheses sometimes differ. The full address of the publisher, pagings 2-3 volume works, price and the number of copies printed, are not mentioned in the Rules themselves. Accordingly, we have no fixed field for such information. We can, however, add such information, if necessary. Locale and printer are mentioned in our new rules, but the consideration of the practical-minded cataloguers is causing us to change the sentence with the restrictive phrase "in the case when publisher is not known" instead of "considered necessary". In special cases, where publisher and printer both are needed, we prefer rather to note locale and printer in "note".

The points to be stressed in this article are as follows:

I.F.L.A. Principles on Cataloguing in the choice of the heading for entries is becoming accepted

in the library world. This was, however, not quickly and easily achieved, but took at least several decades, I am not confident that we can extend our international acceptance even in describing or specifying of library materials. In saying this, I am not denying the possibility of a multilateral agreement among countries interested in computerized information retrieval; by discussing “in what forms data elements of materials should be recorded in machine-readable retrieval systems” some agreement might be reached among the interested countries regarding intelligibility, though they are using different letters and languages. So long as we rely on the judgement of our eyes, ears and intelligence, it is safe and wise to respect the conventional usage of each language. Differences between two languages are often stronger than the distance between the earth and moon. If the entries are arranged according to national usage, not by letter but phonetically, it might affect the other procedures and operation. I think it is not yet time to apply the proposal on international agreement to include a description of library materials.

(School of Library and Information Science)

はじめに

序. 目録法統一への方向づけと本論文の範囲

I. 本論

A. Gorman 調査報告の概要とその前提

B. Gorman 提案各論

(NCR 1965 に従った場合の記載・記述との差違も含めて)

II. 結びにかえて (私の見解)

はじめに

去る5月15日(木)——19日(月)の5日間、東京において日米大学図書館会議が開かれた。私は差支えがあって会議には参加しなかったが、国際図書館協会連盟(IFLA)の会長 F. Francis 卿が閉会式での挨拶をされるという最終日には顔をだした。F. フランシス卿には1961年パリでの目録原則国際会議でお世話になったことがあるからである。

閉会式後、儀礼的に挨拶のつもりで名乗りでたところ、8年前のことをよく記憶しておられ、今夏コペンハーゲンで予定されている、目録専門家の会合に対する意見を求められたのには驚ろいた。他にも多くの日本の図書館人——この会議に300人もあつまるものとは、私は夢想だにしていなかったのである——が卿に挨拶にこられたので私は簡単に“会議には、国立国会図書館の小田部長が出席されると思うから、意見は伝えておきます”と約束してお別れした。その後、日本図書館協会目録委員会

で論じあったことの一部を、小田泰正氏に伝え、氏はまたその中のいくつかの点を IFLA 事務局 D. Anderson 夫人に伝えたが、これに関する問題点を書きやすい日本語で、やや詳細に論じておこうと思う。

序. 目録法統一への方向づけと本論文の範囲

1961年10月9——18日にわたり、Council on Library Resources からの援助を得て、パリのユネスコ会議場で開催された会議については¹⁾²⁾日本語での報告もあるので、図書館界は勿論、情報資料の生産者・配布者・管理者の間にもよく知られている筈である。

日本では、それより以前から“日本目録規則1952年版”の改訂について、日本図書館協会目録委員長関野真吉氏のもとで審議をかさねていたところであるが、⁴⁾⁵⁾1959年7月のロンドンでの予備会議に天野敬太郎氏が出席されて以来予想されていたことであるが、“出来る限り、国際会議協定の線にそって書き改めたる”という方針をとった。⁶⁾その後1963年5月の目録法研究者会議等を経て、

“NCR 1963年版” “NCR 1964年版(委員会案)” に対する諸意見をとりいれて、“NCR 1965年版”の誕生をみたのである。

1961年の国際会議で決議したことは、“目録原則説明おぼえ書”(以後国際協定メモと簡略化する)として知られているものが主内容であって、各国がそれぞれの状況・事情において必要とする詳細までをも釘づけにするような規則といったものではない。原則とか方針を、各国ともなるべく一致した方向に向けようとの狙いのものであった。それぞれの国々で、国情、国語の特殊事情で適用にあたっての融通性は認められているのである。勿論その融通性の巾についてはまた、いろいろと議論の対象ともなることであろう。例えば“日本に於ける姓名の一般的表示は、姓、名の順序であるのでことさらに、欧米風に転置した意の“,”を使用する必要あるまい”というのも一見識であろう。タイのアンパンワン女史編の新目録規則は自国の伝統を徹底して残していると解釈し、その立場を是とされる目録家もおられる。NCR 1965年版ではしかしながら、仮名またはローマ字による表記、またそれを標目として用いる場合は、“,”を使用して、外国人が姓と名の部分の識別を容易に出来るようにしてある。

NCR 1965年版 第52条 翻訳書では、“原著の著者を標目とし、書名から記入する著作の翻訳書は翻訳書名から記入する”とあるのは、国際協定の精神の無視ではないかと指摘されることがよくある。原書名の方がより安定、従って統一もとりやすいということは国際協定のメモ 7.1, 11.3 から推定出来るというのが論拠であろう。しかしながら、“……但しその原語が目録の中では用いられていない場合には、よく用いられている方の言語の方の版を参考にして標目をとってもよい”、“もしその著作が、伝統的な書名で、一般によく知られているような場合、その伝統的な書名の方が統一標目となる”と特にメモに追加してあるのは、各国における適用の巾をもたせる為の表現である。日本では翻訳書が非常に多いということ、原書名の確認が必ずしも容易でないということ、和洋混排目録があまり多くないといった実状から当然想像もされたことであるが、現場の大多数の声がそれを容認したから、原語主義を離れて、翻訳書名を採用したのである。原語による書名で統一を主張する館にあっては、(それはまた、和洋混排の館であるかもしれない)原書名を注記して、書名副出、または著者書名副出で解決をはかって頂くという主旨である。適当な参照によって

手数を省くことも考えられよう。この種の問題はいたるところにみられよう。同一著者が時代を異にして、たとえば結婚、出家、改名等により名称の形式を異にした場合、我々は“著作活動は死ぬまで続け得る”といった前提のもとに“最近その著者が用いている名称の形式”で統一をはかることも出来よう。しかし同時代に2以上の形式を使いわけるといった場合には、国際協定・メモ7で“……最も頻繁にあらわれる、すなわちよく使われている名称(または形式)”といったことになる。NCR 1965年版第13条でも“……著者が一般によく知られている形または著作上常用する形を統一標目とする”としている。ここで問題になるのは、いろいろと違った形の名称で著作がなされている場合、果してそれらが異名同人であるかを確認出来るかである。前記の条文はいずれも、それが可能であると前提して、それぞれの頻度から、どちらが常用に近いかを判断しているわけである。勿論、はしがきその他からそれが窺える場合には問題はない。しかしそうでない場合には、扱っている主題・文章のくせなどから推定することもあろう。しかしそういった面倒なことを、各図書館で独自に行なってゆく必要があるか? どこか全国的の書誌情報に関するセンターを作り、そこで、書誌情報の個々のデータ、特に標目にとる著者名の形式などを調整させるということも考えられよう。それを活用して、各個々の図書館の作業を能率化してゆくべきであろう。国際協定メモ7には“……あるいはまた、認められている権威書・参考図書を道具に統一標目を決定する”と言っている。1966刊の A. H. Chaplin 編の IFLA の *Statement of Principles, adopted by the International Conference on Cataloguing Principles, Paris, October, 1961, Annotated edition* や、1967年刊の *Anglo-American Cataloging Rules, North American Text* を読むと、国際協定のメモをどう読むべきかが明らかになってこよう。しかし本論文ではそのことについては触れない。それについては目録委員なりとしての見解、また、八月末のコペンハーゲン会議後の状況を材料にして、別に報告される予定があるからである。

来る八月末 IFLA の総会にさきだち開かれる、コペンハーゲンでの International Meeting of Cataloging Experts では、“標目設立に関する協定メモとその後の進展”、“機械による識別可能の目録の問題”、“全国書誌における記入での諸要素について”といった問題が中心になるようである。第2の問題は、アメリカ議会図書館の MARC (機械で読解し得る目録) 計画の責任者 H. D.

Avram と A. T. Curran 女史の *The Identification of Data Elements Bibliographic Records* 1967 (5月) (合衆国基準局 図書館業務ドキュメンテーション委員会 (Z-39)機械入力記録小委員会のための、データ要素に関する最終特別報告)をはじめ諸発表⁷⁷⁻⁹¹もあるのでここでは触れないことにした。最後の問題は、記述目録法の主幹をなすもので、各文書毎、資料毎の明細書作成とも言われる部分である。

私の見解を述べてみたいと思うのは主として、この部分についてである。それもなるべく、その会議での検討の際の“たたき台”(Document for examination)として提供された、Michael Gorman 氏の報告に沿って行なってゆきたい。¹⁰⁰

I. 本 論

A. Gorman 調査報告の概要とその前提

欧米の全国書誌で用いられている記入の様式の比較研究から、資料の記述目録における共通基盤を得ようとする試みは、それ自体正しい試みといふべきであろう。比較の対象としたのは、米州は北米合衆国・議会図書館の *National Union Catalog* ((N. U. C. と略す)、アルゼンチンの *Boletin Bibliografico Nacional*、欧州は英国の *British National Bibliography* をはじめ、フランス、ドイツ、スウェーデン、ユーゴスラヴィア、ハンガリーの代表的全国書誌である。ゴーマンとしてはソ連の書誌を加えようとしたが、時間の余裕がないために見おくれたと言っている。調査者はこのサンプルで適切な共通基盤が得られるものと信じて、各書誌について最少 500 記入を調査している。

比較の方法は、次の様な要素に各記入を分割して、それぞれが、各書誌でどのように扱われているかをリストアップした上で行ない、それぞれの構成(この場合では、各要素の順序ともいふべきであろう)を確認し、その構成が実用と理論の面でどう説明され得るかを検討している。その上で公約数・公分母的のものを求め、書誌データ記録に適切な国際的基準を与えようとしている。

この8ヶ国のサンプルによって、そういった試みがか成功するか否かを予想したり、予言するのは私の意図ではない。すべて図書館学での研究がそうであるように、これもまたその実用に際しても効果を発揮するか否かの測定によって評価されるべきであろう。まずゴーマンの提案が8ヶ国の書誌作成者、図書館員達により承認され、8月末の目録者会議、IFLA 総会出席者達の厳格な反対

尋問を受けるべきであろう。

各国、全国書誌での記入を要素分割するのは、次の如きやり方で行なっている。

- 1 標題。完全書名、副書名、別書名、著者表示をも含む。
- 2 版表示。刷り表示をも含む。
- 3 巻数表示
- 4 出版事項。出版地、出版者、印刷者並びに出版年(月日)
- 5 対照事項。頁づけの状況、挿絵類、大きさの説明記述を含む。
- 6 注記。叢書名注記とか書誌的注記を含む。
- 7 書誌的以外の注記その他の追加的注記。

この7分割は、その後実際の記入の調査によって、若干変更をみている。3の巻数表示はなくし、6、7は叢書名表示、注記¹¹¹として、5、6とする6分割になっている。

ゴーマンが列挙しているところは、大ていの目録規則で、その記載・記述に関する条項で扱っていることであって、資料各点ごとにその明細書きを作成したことのあつた人にとっては格別新しいことではあるまい。¹²⁰

しかしこれだけの要素にわけて、8ヶ国の全国書誌を比較検討してゆくと、そこに相当の差違が発見され、いわゆる共通基盤なるものを設定してゆこうとすると、相当の難点に遭遇するものである。このことは、特定国の、しかも目録規則が相当の伝統を持つ国にあつても、そこでの冊子目録の比較研究を行なった場合¹²⁰などからも容易に想像されることでもあろう。

共通基盤を考えてゆく場合には、最大公約数的のものにしようとするのは簡素化を狙う陣営の人達の採用する戦術であつて、その場合サンプルにとるものの数を増してゆけばゆく程、共通の因子はすくなくなる傾向、従つて、簡素化という意味ではより徹底した案に近づくのは当然である。最少公倍数的のものにしようとするのは、しかしながら、特殊な要求に対しても奉仕に欠けることのないようにすることを主眼とする陣営の人達の採用する戦術である。この場合サンプルにとるものの種類が多くなればなる程、簡素化ということからは離れてゆくのである。ここでいうのは、全く算術的・平板な類推から言うのであつて、実際にあつては、1つの全国書誌の中にあつても、詳細の点で比較してゆくと、いろいろと変形も出現しているので、それぞれをその都度記録区分してみて、最も頻りに用いられている様式をもって、標

準形として、他の全国書誌についても同様の操作をほどこし、その標準形を揃えて比較するという方法を採用しているのである。(各全国書誌について、最少限 500 記入を調査)

上記の如き標準形の類推、(そしてそれは、それぞれの書誌の編さん規則、目録規則というものが遵守されている場合は簡単といえるかもしれないが) が成功して、8 つの全国書誌の標準的記入が客観的に比較されたとするとうなるのであろうか。そこでの同一、相似、類似、差違といったものをどう測定してゆき、共通基盤(公約数と考えようと、公分母と考えようと)を求めてゆくには、まだまだ、大きな障害がある。そしてそれは決して何箇条かの規則とか、理論で割りきって考えられるものではない。具体的例について、それぞれ、事情と効果とを考えあわせて解釈してゆかなければならない。

標題(著者表示まで)、版表示、出版事項、対照事項、叢書名表示、注記の順序は、日本目録規則 1965年版の順序とも一致しているわけであるが、ゴーマンの調査対象とした 8 全国書誌中 7 までの順序とも一致するところである。例外は、スウェーデンの *Svensk Bokförteckning* だけである。そこでは、出版事項が叢書名表示のあと、注記の直前になっている。この順序というものは、自然の進化論的順序をとることもあろうし、歴史的偶発事件によってきまることもある。さきに列記したこと以外の要素たとえば装丁、定価といったものが加わって、順序を乱す原因になってしまうこともある。全国書誌の他に、販売書誌も定期的に発行されている国とその全国書誌しかない国の場合とでは様式も異なってくるのは当然であろう。

B. Gorman 提案各論(NCR 1965 に従った場合の記載・記述との差違も含めて)

標題と著者表示

前節において、“順序はスウェーデン以外のものは全部一致している” といったのは、6 分割した場合のそれぞれのカテゴリーの順序が一致しているという意味であって、各カテゴリー中の細目にいたるまでその順が一致しているというわけではない。

標題、副書名、別書名、¹⁴⁾ 著者表示までを一つのカテゴリーと見ているのであって、これらが次の版表示より先行しているという意味では、スウェーデンのものも含めて、8 種の全国書誌はみな歩調を一にしている。しかしながら、その細目同志のならば方となると、差違がでてくる。

6 種までは同じ順序であるが、フランスの *Bibliographie de la France* とユーゴスラヴィアの *Bibliografija Jugoslavije* とでは標題紙に出ている順序を変更することなしに、そのまま記載してゆくということになっているので、標題紙に著者名が書名より先に出ている場合には、著者表示の方が書名などよりも先に書かれるのである。これはたとえ標目として同じ名称が出ていようと、そのままの形で繰りかえすというのが、フランスとユーゴスラヴィアの全国書誌の方針である。

この方法は、標題紙にあるそのままを転記するという意味では理想に近いかもしれないが、排列の手がかりを与える為には、書名に相当する個所をアンダーラインしておかなければならないとすれば、決して簡単なものではない。目録界からは問題にされないのではないかと思う。6 種の書誌が選んだ方法が標準として適当であろう。副書名、別書名等は、書名に引きつづき記載してゆくのは全サンプル同一である。但し間に打つ句読点で差違があるということはおこる。(これは、記入の排列に関係しなければ、大して問題にはならない。)

翻訳書などの場合、原書名はどう扱うのが普通であるかという点、合衆国とアルゼンチンは原書名を記載しない〔必要とあれば、注におろして記述しておく〕が、英国の全国書誌では、必要と認めた場合(現代作品の翻訳のような場合にはしない)は標目と標題の間に角括弧に入れて記載している。これは音楽資料以来よく知られている、排列の便宜のための方法とも見られる。他の 5 ヶ国の書誌では翻訳書名に引きつづき原書名を記載している。ゴーマンは、合衆国とアルゼンチンは原書名を採用しない方針とみなして、そしてそれは、500 記入以上を調査したというのが *National Union Catalog* 程度の大書誌になると、まだ不充分であったと言うべきであることを示しているのかもしれない。日本の全国書誌といえ、国立国会図書館が 1951 年以降発行している“全日本出版総目録”、または出版協会からの“日本総合図書目録”などがあげられるが、ゴーマン調査の対象とされた、英国の全国書誌(BNB)、合衆国の *National Union Catalog* 等に相当するものとしては、国立国会図書館の蔵書目録、和漢書の部(年刊)があげられるべきであろう。この目録は大体、日本目録規則 1952 年版によって記入を作成しているものである。標題紙に原書名があり、それがあまりながくない場合には標題の一部として記載し、それ以外で必要があると認めれば注記におろして記載しておき、副出なり参照して解決してゆく。そのやり方は、

1965年版になっても変わっていない。¹⁵⁷

著者表示

英国、フランス、ユーゴスラヴィアの3書誌では、標題紙にあるがまを転記する方針をとっている。その中英単国だけは、書名などを先に出す方針で、必要とあれば順序、(位置)を変えてでも著作表示をあとにするやり方である。他の5種類の全国書誌では、標目にたてた名称が、著者表示と実質的に同じであれば、繰りかえす必要はないので省略している。日本の規則についていえば、NCR 1952年版では許容規則として“省略してもよい”ということになっている。1965年版では、“この表示がないと誤解を生じやすい場合に限って記載する”と省略する姿勢を積極的に示した。そして文字の形だけで異なるときは著者表示を記載しない、と明記したが、現場からの意見により、“記載してもよい”と許容規則にもどされる予定である。2名以上の著者、補助的著者(原著者以外の翻訳者、さし絵画家その他)のある場合、目録規則では標目は1人だけしかとらぬことになるので、標目の名称と一致した著者名もまた繰りかえすことになっている。但し書誌の場合で、標目にも2-3名の名称をたてた場合は、省略することもあろう。

版次表示

版次の表示は、あくまでも、上記に引きつづき、標題紙にある表現・用語そのままをなされねばならない。何か統一した説明語を用いようとするのは、国際的に協定に達し得るような用語法も存在しておらず、すこぶる困難であり、費用たおれになってしまうので、転記ということになる。ただし、新版だとか、版次が判っている場合で、資料、図書自体には何も書いてない場合、補記するという事は行なわれている。例えば

[New] edition

[2e. édition]

版次表示は、著者表示、補助的著者表示などの後に記載するのが原則であるが、特定の版に関係をもつ補助的著者(たとえば、校訂者、新版へのまえがき執筆者等)がいる場合には、その補助的著者の表示は、版次表示のあとにきている。判定は必ずしも容易でないこともあるが、慎重に正確な順序をまもるべきである。日本目録規則では、1952年版ではそこまでは規定していなかったが、1965年版にはそのことを明記してある。

例 鳥 瀧 隆 三

鳥瀧外科総論 改訂第11版 荒木千里改訂

出版事項

8種類の書誌はいずれも、出版地を最初に出している。出版地としては、その出版社の本部の所在地名、または完全な宛名が使われているが、全国書誌の多くは、重要出版者の名称、宛名のリストを付録(補遺)につけてある。このリストにない出版社の場合には、完全に市町村名や完全な宛名を記入に記載しておく方が望ましい。日本目録規則では、完全宛名までのことは規定していないが、出版地2以上の場合の取扱い等は、ゴーマン調査の結果に一致する。

出版地の次には出版者というのが普通であるが、ハンガリーの *Magyar Könyveszet* だけは、出版年、出版者という順序をとっている。出版者の名称には略称が使われる。出版者が2以上の場合には、最初に記載されている出版者名と、自国の出版社名とは常に記録しておくという傾向である。日本の目録規則では“おもな出版者を記載する、”としてある。これは、古書などにあっては最後に記載されているもの、他の資料では最初に記載されているもの、または大きな活字で目だったもの等をとるように解釈されている。しかし、最初に記載されている出版者と、自国の出版社が記載されている場合にはそれも加えて記録しておくと解している人も多い。

出版年を記録していないのは、アルゼンチンの書誌だけであるが、ゴーマンはこの要素は是非記録したいと提案している。当然のことであろう。標題紙なり、その資料中に記載されている出版年が誤りである場合には、そのまま記録した上で、角括弧にかこんで補記しておくのが普通の方法である。

1970 [i. e. 1969], 1996 [i. e. 1969]

日本の目録規則では、1952年版が大体この方法をとって、正しい形を補記する方針をとっていたが、1965年版では、“明らかな誤字は正しい形に訂正し、必要に応じてもとの形を注記する”としている。

8種の書誌のうちフランスとユーゴスラヴィアのものは、なおこの他に、印刷者の名を記録している。記録する場所は、出版者と出版年の間である。日本の目録規則では1952年版以来、“必要の場合は印刷地、印刷者名を記載する”としているが、その必要の場合とは、出版地、出版者不明の場合と解されている。特別の理由から必要とされる場合には、むしろこの位置ではなく、注記で記述することにしてある。

フランス、ユーゴスラヴィアの書誌では、出版地、出版者が記録されている時でも、必要とされる理由がある

ものとして、ゴーマンは、それを取り除くことは提案しないで、ただ、その記録位置を、出版年のあとに“印刷地：印刷者名”を括弧にいれて記録することを提案している。

対照事項

このカテゴリーの要素の最初は、8種類とも巻頁事項である。巻数がない場合は1冊物と考えられる。アルゼンチンのは、2冊以上のもので巻数が記述してあれば、頁は記述しない方針である。(日本の目録規則も同じ)しかし英国のBNBの様に3冊物までは頁数も記録しておく方針のものもある。ハンガリーの場合にはそれ以上であっても、注記に、1冊1冊の精密な頁づけを記録しておく。2-3冊という場合には頁数の確認も比較的容易であり、その記録が役に立つこともあろう。しかしこれは、どこかで制限をもうける必要があるとして、ゴーマン氏は、BNBの例に従って、“3冊以下の場合には巻数のあとに、頁づけの記述をしておくが、4冊以上の場合には頁づけは記録しない”という方法を提案している。日本の場合には、各冊の頁づけも幾通りになることも多く、それほど役に立つものとみなさないで、2冊以上の場合には冊数だけの記述にとどめた。1冊物であっても頁付けないもの、あってもあまり複雑のもの、加除式のものなどには、1冊と記述するだけのこともある。勿論、特別に詳細の明細書きを必要とする貴重書の場合、内容細目注記で、1冊1冊の頁付け構成を記述してゆき、実質的にはハンガリーの書誌と同じような記入を作成することもある。

頁付けの記述に関して、ゴーマンの提案しているのは“1冊物の場合には、その図書の頁数、丁数等を順に記載してゆく。頁づけ、丁づけのない部分は数えて正確な数を、角括弧につつんで記録しておく”ということである。日本の目録規則でもこのような扱いを規定しているが、頁づけのない部分が多くてあまり容易に確認出来ないような場合には、“1冊(頁付なし)”としてよいことにしてあるので、一般には頁付のない個所を“[86] 210 p”と記述することはあまりない。それで役にたたなかったということもあろうが、実物にあたって見ればわかることで、そのために、いちいち、頁数を算えあげておく必要があるかは疑問である。書誌の場合には、図書館の蔵書目録の場合よりも、現物への接近が困難であるので、明細の必要も大であるかもしれないので、英国のBNB方式が範とされるべきかもしれないが、それにしてもこ

れを他の各国に採用させ得ると期待は出来ないと思う。

図、肖像、地図等

巻頁事項の次にくる要素は8種の全国書誌ともに、資料の中にある図等に関する記載である。その資料中には文字・言葉の他に図等があるかどうか、どんな種類の図等であるか、どの位沢山あるかを説明する。ここに図等というのは、図版、肖像、複製、地図、チャート、設計図、線画、さし絵、楽譜など総てを含むものである。さらに、図等とというカテゴリーには入らないかもしれないが、補遺だとか数表といった表現も、大ていの書誌の中で記述として、ここで用いられている。しかしそれぞれの定義が、各国で統一的にきめられているわけでもなく、どんな種類のものが追加されるかも判らないので、どれだけを明細に特にとりあげるべきかを規定するわけにもいかない。日本の目録規則では、図、肖像、地図と区別している。勿論その他に、楽譜、レコード、スライド、フィルム等が付録としてついている場合にはそのことも記述しておく。色刷りだとか、袋入り等も簡単な用語で記述出来る限り、この対照事項の第二要素の中にあげられる。

ゴーマンが提案しているのは、“特定の種類の図等が主要である場合には、例えば、肖像、地図、設計図、複製、楽譜といった具合にその種類を述べ、判ったならばその数も記録しておく。ということである。

大きさ

6種の全国書誌は対照事項の3番目の要素として資料の大きさをあげている。スウェーデンのものと、アルゼンチンのは大きさは省略している。合衆国、英国、ユーゴスラヴィア、ハンガリーは大きさを記録している。資料の大きさというと、図書の場合は高さを、糧単位で切りあげて測定する。フランスとドイツでは全紙の折りの数字で大きさを示しているが、フランスの場合にはその上に括弧中に図書の高さをあげて、不慣れな人でもすぐ大きさを想像出来るようにしてある。ユーゴスラヴィアのは、図書の高さだけでなく、巾も糧単位で切りあげて記述している。日本の目録規則では、特殊形の図書の場合は高さ×巾の形で記述するが、普通形の場合には、高さだけを記述している。これはまたゴーマンの提案していることとも一致している。ただしゴーマンは、更に、大きさのあとに必要なとする国では、装訂、定価、刷りの部数といったものを記録してよいというふうに考えている。私

はそういった必要があれば、その位置にでなく、注の場所に記述しておけばよいと考えている。

叢書表示

アルゼンチンの書誌以外はこの叢書名表示を記録している。順序がかわっているスウェーデンの書誌では、出版事項より前、対照事項のあとにしているが、他の6種の書誌では、記述の最後の要素になっている。叢書については、叢書名と、場合によっては叢書番号が表示されている。叢書中の叢書という場合には、また、2以上の叢書に含まれている資料といった場合には、その関係がハッキリと表示してある。叢書表示は括弧に入れてある。

例 (I can read books, green series, 27) 叢書中の叢書の場合

(History of civilisation series. Germany today, 31)

(スポーツ叢書 第122, スポーツ・ビギニング・シリーズ2)

ゴードンは上記の日本の例で“,”と“.”を使いわけて、叢書中叢書と、それぞれ独立の叢書2以上に属する場合とを識別しようとしているようである。結構な提案であるとみえるが、“.”は用いないことにしているところもあり、実際に各国に統一を期待することは困難である。

注記

前に触れたように、注について、網羅的に列挙が可能であるとは思わない。注とは、これまでの各カテゴリーに分割してのそれぞれ規定された記述では充分でない場合に付加的につけてゆく、説明的事項である。資料の物体としての特徴についてのこともあれば、内容に触れる説明であることもある。

以下記入の構成順と関連させながら、考えられる諸注記事項を列挙してみると、

1. 標題関係

例: 異書名, 翻訳書名等

2. 版次関係

例: 前に出版された版, 外国などで同時に出版された他版の説明

3. 対照事項関係

例: 特別な外部的(物理的)特徴

4. 叢書関係

例: その著作が、既に他の叢書の一部として発

行されたか否か

これらの他に、8種の書誌でよく出てきている注には次のようなものがある。

5. 内容細目

6. 内容の程度に関する注

7. 書誌の掲載位置(頁)を示す注(英国のBNBではこの事項は注記の位置でなく、対照事項の直後につけている)

日本の目録規則、1965年版について説明すると、これらのことは、第138条で主として、部分的には第136条、139条で触れている。書誌の位置については、一般注記の位置に記載するのが普通であるが、簡単に記載出来る場合には、BNB式に、対照事項の個所ですませしてしまうのを禁止してはいない。従来の1952年版で、図版・表等の条項で“解説 00p”と必要あれば併記するのを規定してあったことなども影響してであろう。応用として、この種の簡素化(注記のために1行増加させないですむという意味で)を実施しているところも多い。

ゴーマンは更に、全般を通じて、句読点等の使用も、国際的に統一がはかれないものかと提案をしている。

8種類の書誌を通して見たところ、目録作業でよく用いている約束、たとえば“〔 〕”が補記を、“…”が省略を意味することは、よく用いられているのでそのまま採用することとする。

書名のあとは“:”にして副書名をつづける。(ただし別書名との間は“.”で区別)著者表示の前は“,”にして、著者表示と補助的著者表示の間は“;”にして、原書名の記録が必要とされる場合には“()”の中につつんで記載しておくとしている。

版次とその版の改訂者(補助的著者表示の1種)との間は“;”; 出版地と出版者の間は“:”; 出版者と出版年との間は“,”で区切ることにしている。出版者をいくつも記録しておく場合はその間は“;”としている。

例 London: Washigton & Co.; New York: Little Brown, 1968.

印刷地、印刷者の記録を必要とする場合には、括弧の中にいれ、出版年に続ける。この場合、印刷地と印刷者の間は“:”とする。

例 London: Washington & Co., 1963 (London: Viney)

対照事項での巻頁事項と図等表示の間、これと大きさの間は“;”で区切る。2-3冊物で、各冊の頁数を記録しておく場合は括弧に入れ、“2 vols (32 p., 31 p.)”

といった具合に各冊毎に p. を繰りかえし次の冊の記述の間とは“,”で区切ることにしている。

叢書表示(従来は叢書注記といわれていた)は括弧の中に入れ、個人なり団体の名称と叢書名の間は“:”で、番号との間は“:”で区切ることにしている。

注記では種類が異なる場合、“.”で区切ることにしている。

II. 結びにかえて(私の見解)

提案者自身も言っていることであるが、調査対象を10以上に広げ得なかったこと、特にソ連の全国書誌を加えることが出来なかったことは残念であったが、8種の書誌を検討分析して、問題点を指摘したことは、大きな意義を持つ。

ゴーマンが提案していることは、本質的には日本の書誌にも日本目録規則が採用されて編さんされれば、達成されることが多い。標目設定に関する原則がようやく各国の間で理解されかけてきて、各国の目録規則が国際協定のメモの線に近づきかけてきた今日、その次に来るべきものとして、記述の面での統一ということが論議されるというのは当然のことであるかもしれない。しかしながら、この提案がそう容易に、5年や10年の中に広範囲にとりいれられると期待することは出来ないと思う。たとえば、資料についての諸情報を検索用具に蓄積するにあたり、機械で識別される形にしようとする努力している何箇国かの人々の間で、データ要素としての標準化・統一をはかるといった意味での会議では、ある程度の協定に達し得るかもしれない。しかし、より広い範囲の国々が参加して検討する場合、言語・国情の差違からくる相違は相当に深いものと覚悟していなければならない。用語は“アルファベット順排列”と同じであっても、書かれた字の順によって排列する場合と、発音される音の順によって排列されるのでは実施上大きな差違があることについては何回か指摘されたところである。^{16)~18)}またそこまで統一の範囲を広げてゆく必要があるかについても疑問を持つ。

私の疑問を裏書きする、若干の点を述べて本論をおわることにしてしよう。

- 1, 印刷地, 印刷者について記述しておくことは、日本の目録規則でも、“必要ある場合には”としたことがあったが、一般から“必要ある場合”とは何かを定義せよとの要求にあい、“出版者が知られない場合”と訂正した苦い経験を持つ。出版者が判明して

いる場合にも所定の位置に、括弧に入れて記載しておくということにすると、目録や書誌の複雑化を将来すると思われる。ここはむしろ、必要と認定した場合、注記で述べることにするのが合理的であろう。

2. 2-3冊物の巻頁事項に、括弧の中で頁数を明細書きしてゆくことは、英国の全国書誌で記載しつつけてゆくことは結構であるが、各国の書誌にこれを提案するとしても、結果としては“必要とする場合”だけとなり、そのためにはむしろ内容細目注記なりで解決することにした方が簡素であろう。
3. 句読点・記号法については、私としては専門外のことであるが、各国語の慣習にも浅薄な知識しか持ちあわさないので、意見を避けたい。しかし、各国では、自国語出版物の書誌には自国語の慣習は保ちたいとの要求を持つものと予想される。英米で用いる規則においてすら、能率上の理由から、独逸語の名詞の初字を小文字にしたのをまた“それぞれの国語の慣習に”と変更したことを思うと、ゴーマン提案で独逸語の名詞小説 Roman を roman にことさらに変えるのは問題となろう。¹⁹⁾

角括弧, 省略符の使用法には問題はないと思うが, “. ” “:” “;” “,” の使いわけには, 具体例について考察を加えると, 不自然な感じを持つ箇所もあり, またこういった点を厳重に規正してゆくことは機械に読みとらせ検索させる時を予想しないで, どのような効果があるかを疑う次第である。

(図書館・情報学科)

- 1) 中村初雄. “IFLA 目録原則国際会議,” 図書館雑誌, vol. 56, 1962. 5, p. 256-64.
- 2) IFLA International Conference on Cataloguing Principles, Paris, 9th-18th October, 1961, Report. London, 1963, 293 p.
- 3) 前畑典弘. “国際目録原則の研究,” 図書館界, vol. 19, 1968. 3, p. 233-7.
- 4) 日本図書館協会. 目録委員会. “辞書体目録カード排列規則(案),” 図書館雑誌, vol. 51, 1957. 5, p. 186-8.
- 5) 日本図書館協会. 目録委員会. “逐次刊行物目録規則(草案),” 図書館雑誌, vol. 54, 1960. 10, p. 404-8.
- 6) このことに関し, “日本目録規則 1965年版”の目録委員会報告では“NCR 改訂方針の変更”(同書 8頁)と題して客観的に報告してあった筈であるが, 読む人によっては“国際会議の線に強引に一致させられた。従来ので問題のなかったところまで, 内容

- 変更を行なった”と解している。“標目関係の部分”と限定して報告してある個所も無視して、記述面での変更その他も“国際会議”で決議検討した線に帰しておられる方もすくなくない。しかし本論ではこの問題をとりあげるのが主旨ではない。
- 7) 堀内郁子. “MARC Project その背景と概要,” *Library and information science*, no. 6, 1968, p. 27-38.
 - 8) 小田泰正. “MARC II と機械可読目録の標準化,” *現代の図書館*, 7巻, 1969. 6, p. 62-71.
 - 9) Leach, Theodore Edward. “A compendium of the MARC System,” *LRTS*, vol. 12, Summer 1968, p. 250-75.
 - 10) 材料としては、なお Unesco と International Council of Scientific Unions との連合の“科学情報流通における書誌的記述”での会議(第1回1968年10月、日本よりは小谷、北川教授出席、第2回1969年2月日本側 浜田成徳氏出席)の議事録は、日本科学技術情報センターの好意で入手はしているが、6月、10月の会議で内容が、今すこし煮つまるまでは、批判の対象にしない方がよいと思う。
 - 11) 従来は、注記といえ、叢書名注記、一般注記、内容細目注記と3種類に細分するのが普通であったが、最近では、叢書名表示(The series statement)という表現を用いる傾向がみられ、それをのぞいたものを注記と用いることもある。
 - 12) 日本目録規則1965年版でいえば、第12-15章で規定していることに含まれており、英米新規則(1967年)についていえば、単行本についての規則の中では第133-159条に含まれておることがらである。
 - 13) 一例として、北島武彦、他. “冊子目録の比較研究,” *図書館界*, 19巻, 1968. 3, p. 241のB19各記入の構成要素(項目)をあげておく。
 - 14) ここで別書名と訳したのは、Alternative title のことで、学術用語集では“別標題”となっているが、副書名の後につづける言葉として、こうしておいた。
 - 15) NCR 1952年版では1人の翻訳者が何人かの著作を日本語化したような場合は、その翻訳者を標目としていたのを、1965年版では廃止したので、大きな変化があったように考える人もあるが、この項の廃止は考え方をハッキリさせるためにしたもので、実際の扱いからいうと、第42条(3)注の“標題紙に表示された、1人の編著者は、おもな責任著者として扱う”という編さん者の定義などを考慮すると、あまり相違はない。
 - 16) Oyama, Tsunanori. “Preliminary studies on the word division in the Romanized Japanese language; an attempt at a contribution towards cataloging service,” *Bulletin of the Society for Library Science of Doshisha University*, vol. 4, 1961. (mimeographed) p. 61-162.
 - 17) Nakamura, Hatsuo. “Problems in search of common bases in cataloging,” <*Library science today*>[Ranganathan Festschrift], 1965, p. 181-9.
 - 18) Hamada, Shigenori. *Orthography of Japanese language*. Prepared for the Second Session of Working Group on Bibliographic Description ICSU—UNESCO Joint Project on the Communication of Scientific Information, Feb. 3-5, 1969. 7 p.
 - 19) 1908年の時点と、1961年で国際協定メモが満場一致で承認された現代では事情が異なる、とも言えるかもしれない。
しかし国語に対する、特に母国語に対する敏感さは今日でも決して失なわれていないようである。それを国際協定により統一してゆくのは、非常に労力を要することであるから、その統一により得られる利点がどれほど支払ってくれるかを一応考慮しておく必要がある。International Council of Scientific Unions で去る2月5日雑誌名の略語の委員会が開かれた際に、語の略語化については USASI Z 39.5—1969 で採用の規則と一致するように省略しようということが議せられたところ、直ちに独逸の物理学会から、USASI リストにある独逸語の省略形19語に対する不承知の意志表示がなされた。勿論その中、何語かは討議の上、解決をみるものであろうが、私の独逸語感からいうと、いずれも独逸側の訂正に無理がないように思われるものである。アメリカ側原案ではそのまま用いれば188字からなる19語を119字に縮めようとするのに対し、独側ではそれよりも39字増し158字にしようとするものである。19語の中でアメリカ側原案より1字分だけ多くなるのは11語で平均では2字分だけ多くなる結果である。独逸側訂正案では19語の中8語は全然省略なし、という結果になる。
慶応の初代の訪問教授であった Bertha Frick 女史が、外国語の名称はなるべく省略することなく完全に綴る主義を主張されたことを思いだす。